

大気汚染防止法の水銀排出施設
届出の手引き

平成 30 年 4 月

沖縄県環境部環境保全課

目 次

1. はじめに	1
2. 定 義	1
(1) 水銀等	
(2) 水銀排出施設	
(3) 要排出抑制施設	
3. 届出を要する施設	2
(1) 水銀排出施設で適用する大気汚染防止法のばい煙発生施設の規模要件	
(2) 水銀排出施設の規模要件	
(3) 適用除外（法第 27 条第 1 項）	
4. 水銀排出施設に係る排出基準及び測定義務	5
(1) 排出基準の設定に当たっての考え方	
(2) 排出基準表	
(3) 測定義務について	
(4) 測定結果の確認方法	
○定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図	
○測定結果の確認方法にあたり、これまでの規制と異なる点（イメージ図）	
5. 要排出抑制施設	11
<第二次答申の概要>	
6. 届出について	13
届出の種類、期限、様式、添付書類、提出先及び部数	
管轄保健所	
7. 計画変更等の命令等	14
命令等に係る基準、内容及び罰則	
8. 届出に係る事務の流れ	15
水銀排出施設の設置（変更）の届出の流れ	

1 はじめに

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる公害のうち大気汚染については大気汚染防止法（以下「法」という。）で規制を行っている。

法は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、「水銀等」の大気排出量をできる限り抑制することを目的としている。したがって、排出基準の性格や測定値の評価等については、大気汚染防止法における従来の大気汚染物質の規制の在り方とは異なることに留意することが必要である。

また、法では、水銀等を排出する施設等の種類と規模を定めて「水銀排出施設」とし、それらの施設等に関する各種の届出を義務づけており、水銀排出施設の排出基準等が定められている。

2 定義

(1) 水銀等

「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

(2) 水銀排出施設

工場又は事業所に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるもの。

→ 条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第8条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するもの。（大気汚染防止法施行令第3条の5）

<水俣条約 附属書D；

水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源一覧>

- ・石炭火力発電所
- ・産業用石炭燃焼ボイラー
- ・非鉄金属（注）製造に用いられる製錬及び焙焼の工程
- ・廃棄物の焼却設備
- ・セメントクリンカーの製造設備

（注）鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう。

(3) 要排出抑制施設

規制対象施設以外のうち、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、排出抑制をすることが適当であるもの。

→ 別表第4の2に掲げる施設とする（大気汚染防止法施行令第10条の2）。

別表第4の2（第10条の2関係）

1	製銑 ^{せん} の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

3 届出を要する施設

- 原則、ばい煙発生施設（令別表第一）の分類のうち、水保条約の対象施設に該当するもの。ただし、水銀を扱わないことが現実に担保される施設は除外。
- 水保条約を幅広くカバーする観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）又はダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン法）の規制施設で、水保条約の対象施設に該当するものを追加。
- 規模要件は、ばい煙発生施設の対象規模を適用。ただし、**水銀等を確実に扱う施設は、施設規模に関わらず規制対象（規模要件を設定しない）**。

(1) 水銀排出施設で適用する大気汚染防止法のばい煙発生施設の規模要件

水保条約の附属書D		水銀排出施設で適用する大気汚染防止法のばい煙発生施設の規模要件	
	参照	分類	規模要件
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	令別表第1 の1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上のもの。
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	令別表第1 の3	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉	一時間当たりの原料処理能力が1トン以上のもの。
	令別表第1 の4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉	
	令別表第1 の5	金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）	火格子面積が1m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5m ² 以上であるか、一時間当たりのバーナー燃焼能力が重油換算50L以上であるか、変圧器定格容量200kVA以上のもの。
	令別表第1 の14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	一時間当たりの原料処理能力が0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、一時間当たりのバーナー燃焼能力が重油換算20L以上のもの。
	令別表第1 の24	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉	一時間当たりの燃焼能力が10L以上であるか、変圧器定格容量40kVA以上のもの。
セメントクリンカーの製造設備	令別表第1 の9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。
廃棄物の焼却施設	令別表第1 の13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり200kg以上のもの。

(2) 水銀排出施設の規模要件

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の水銀排 出施設	具体的な要件 (規則 別表第三の三)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	小型石炭混焼ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナー燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの（石炭専焼ボイラーを除く。）
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 令別表第1の1のボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
	一次施設	<ul style="list-style-type: none"> 令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。） 令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
	二次施設	<ul style="list-style-type: none"> 令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの 令別表第1の24に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）用のもの ダイオキシン法施行令別表第1の3に掲げる施設（製鋼用電気炉ばいじんから亜鉛を回収する焙焼炉等）（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
セメントクリンカーの製造設備	工業金	<ul style="list-style-type: none"> 令別表第1の3～5に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
セメントの製造の用に供する焼成炉 廃棄物の焼却設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> 令別表第1の9に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
	廃棄物焼却炉（一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、下水汚泥焼却炉）	<ul style="list-style-type: none"> 令別表第1の13に掲げる廃棄物焼却炉 一般廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法第八条第一項）、産業廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法施行令 第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十三号の二）であって、火格子面積が2m²以上もしくは焼却能力が200kg/時以上のもの（専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。）
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	<ul style="list-style-type: none"> 水銀回収義務付け産業廃棄物（注1）又は水銀含有再生資源（注2）を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。）（施設規模による裾切りはなし。）

(注1) 廃棄物処理法施行令で規定

(注2) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

(3) 適用除外（法第27条第1項）

水銀排出施設が、次に該当する場合は、各々の法律に基づき届出を行うこととなる（大気汚染防止法の届出の対象外）

- 電気事業法の電気工作物
- ガス事業法のガス工作物
- 鉱山保安法の経済産業省令で定める施設である水銀排出施設

4 水銀排出施設に係る排出基準及び測定義務

(1) 排出基準の設定に当たったの考え方

ア 環境中を循環する水銀の総量を削減

水俣条約の趣旨に沿って、大気中に排出された水銀等を直接吸入することによる健康被害を防止するというよりも、環境中を循環する水銀の総量を削減することを目的とする（現在、一般環境における大気中の水銀濃度は、健康リスクの低減を図るための指針値を大きく下回っている。）。

イ 平常時における平均的な排出状況を捉えた規制とする

水銀排出量は、原料や燃料中の水銀含有量に影響されることに留意（突発的に基準値を超えただけでは、排出基準違反にはならない。）。

ウ 利用可能な最良の技術（BAT）に基づいて排出基準を設定

各施設分類ごとに「利用可能な最良の技術」を想定、経済的かつ技術的に考慮を払いつつ、現実的に排出抑制が可能なレベルに設定。

エ 新規の設備と既存の設備を分けて排出基準を設定

新規施設と既存施設のそれぞれの「利用可能な最良の技術に適合」した値を設定。ただし、既存施設であっても大幅に改変する場合は新設扱いとする。

【既存施設に対する措置】

- ・既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（実質的な改修）をした施設は、水俣条約では、新規施設とみなす（条約第8条2（c））
 - 施設規模（注）が5割以上増加する構造変更（ただし、水銀排出施設からの水銀排出量の増加に伴うものに限る）をした場合は、新規施設の排出基準を適用（令附則第2条第5項）
- ・既存施設において、排出基準に適合させるための大幅な改修を行う場合には、排出基準の遵守について、改正法施行後最大2年間（改修にかかる期間に限る）の猶予（令附則第2条第3号及び同条第4条）

（注）施設規模・・・伝熱面積、バーナーの焼却能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口断面面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうち、対象となる水銀排出施設の裾切り基準と同じ要件。

裾切り基準を設けない水銀含有汚泥等の焼却炉は、火格子面積又は焼却能力で判断。

(2) 排出基準表

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$) 注1		(参考) 実態調査による排ガス中の水銀濃度 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$) () は平均値	
		新設	既設		実態調査のための測定 方法
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー	8	10	0.1-4.4 (1.2)	0.1-13 (1.2)
	小型石炭混焼ボイラー注2	10	15	<0.1-16 (1.9)	0.1-6.2 (1.3)
	一次施設	15	30	銅 <0.1-1.2 (0.5)	銅 <0.1-18 (2.4)
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び 工業金)製造に用いられる精 錬及び焙焼の工程	鉛又は亜鉛	30	50	亜鉛 0.1-39 (9.4)	亜鉛 0.4-150 (26)
	二次施設	100	400	銅 0.1-360 (66) 鉛 <0.1-2300 (29) 亜鉛 <0.1-1100 (90)	銅 33-710 (370) 鉛 1.8-2000 (563) 亜鉛 0.5-1600 (280)
廃棄物の焼却設備	工業金	30	50	金 <0.1-11 (2.0)	金 430
	廃棄物焼却炉	30	50	<0.1-380 (11)	<0.1-300 (17)
セメントクリンカーの製造設 備	水銀含有汚泥等の焼却炉等	50	100	---	12-200 (84)
	セメントの製造の用に供す る焼却炉	50	80注3	0.9-260 (46)	0.2-220 (39)

注1 酸素換算は、石炭燃焼ボイラー6%、セメントクリンカー製造用焼却炉10%、廃棄物焼却炉・水銀含有汚泥等焼却炉12%

注2 伝熱面積が10 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり100,000L未満のもの。

注3 原料とする石灰石中の水銀含有量が0.05 mg-Hg/kg-Limestone (重量比)以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$

(3) 測定義務について

ア 測定対象：全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）

イ 測定方法：バッチ測定

ウ 試料採取・分析方法

○ガス状水銀 【湿式吸収－還元気化原子吸光法】

JIS K 0222（排ガス中の水銀分析方法）を基本とし、主に以下の点を変更。

- ・排出ガスの吸引量・・・100L程度（吸引流速は0.5～1.0L/分）

バッチ稼働施設で100Lの連続吸引が不可能な場合は、連続吸引可能な最大量

- ・排出ガスの洗浄方法・・・鉍石などのばい焼ガスなど、二酸化硫黄濃度の高い排出ガスや有機物の多い排出ガスは、硝酸（5%）過酸化水素水（10%）混合溶液等による洗浄を行う。洗浄瓶と吸収瓶との間に空瓶を1個置き、洗浄液瓶及び空瓶に捕集された溶液も、水銀濃度を定量する。

○粒子状水銀

- ・JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）に準拠してフィルターに粒子状水銀を含むダストを等速吸引により捕集し、1,000L程度を採取する。

バッチ稼働施設で1,000Lの連続吸引が不可能な場合は、連続吸引可能な最大量

- ・分析は湿式酸分解法 - 還元気化 - 原子吸光法又は加熱気化 - 原子吸光法を用いて分析する。

○ 環境省告示第九十四号 排出ガス中の水銀測定法
<http://www.env.go.jp/air/suigin/kokuji.pdf>

エ 測定頻度

以下の①～④の頻度で定期測定を行う。

①排出ガス量が <u>4万 Nm³/時以上</u> の施設	<u>4か月</u> を超えない作業期間ごとに 1回以上
②排出ガス量が <u>4万 Nm³/時未満</u> の施設	<u>6か月</u> を超えない作業期間ごとに 1回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉍を原料とする 乾燥炉	年1回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする 溶解炉	年1回以上

(注) ③及び④については、基本的に水銀等が発生しないと考えられるが、制度上、施設の構造上又は現実的に制限されることではないことから、当該施設から水銀等が発生しないことを確認するために、年1回以上の測定を求める。

(参考) ばい煙発生施設においては、排出ガス量が1時間当たり4万 Nm³以上の施設にあつては2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上、排出ガス量が1時間当たり4万 Nm³未満の施設にあつては6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上の頻度でばい煙濃度を測定することとされている。

<排ガス量4万 Nm³/時以上の施設の測定イメージ>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ばい煙		○		○		○		○		○		○
水銀		○				○				○		

(4) 測定結果の確認方法

測定結果は、**平常時における平均的な排出状況**を捉えたものか適切に確認する必要がある。

○排出基準を上回る濃度が検出された場合

水銀排出施設の稼働条件を一定に保つたうえで、**速やかに3回以上の再測定**（試料採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた**計4回以上の測定結果**のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。

※初回の測定結果が**排出基準の値の1.5倍を超過していた場合は**、初回測定結果が得られた後から**30日以内**に、**それ以外の場合は60日以内**に実施し結果を得ること。

※定期測定の結果が出た時点で定期点検等のため休止している場合や、自然災害等によるやむを得ない事情がある場合は、上段の限りではなく、また再測定のみを目的に施設を稼働する必要はないが、できる限り速やかに再測定を行うこと。

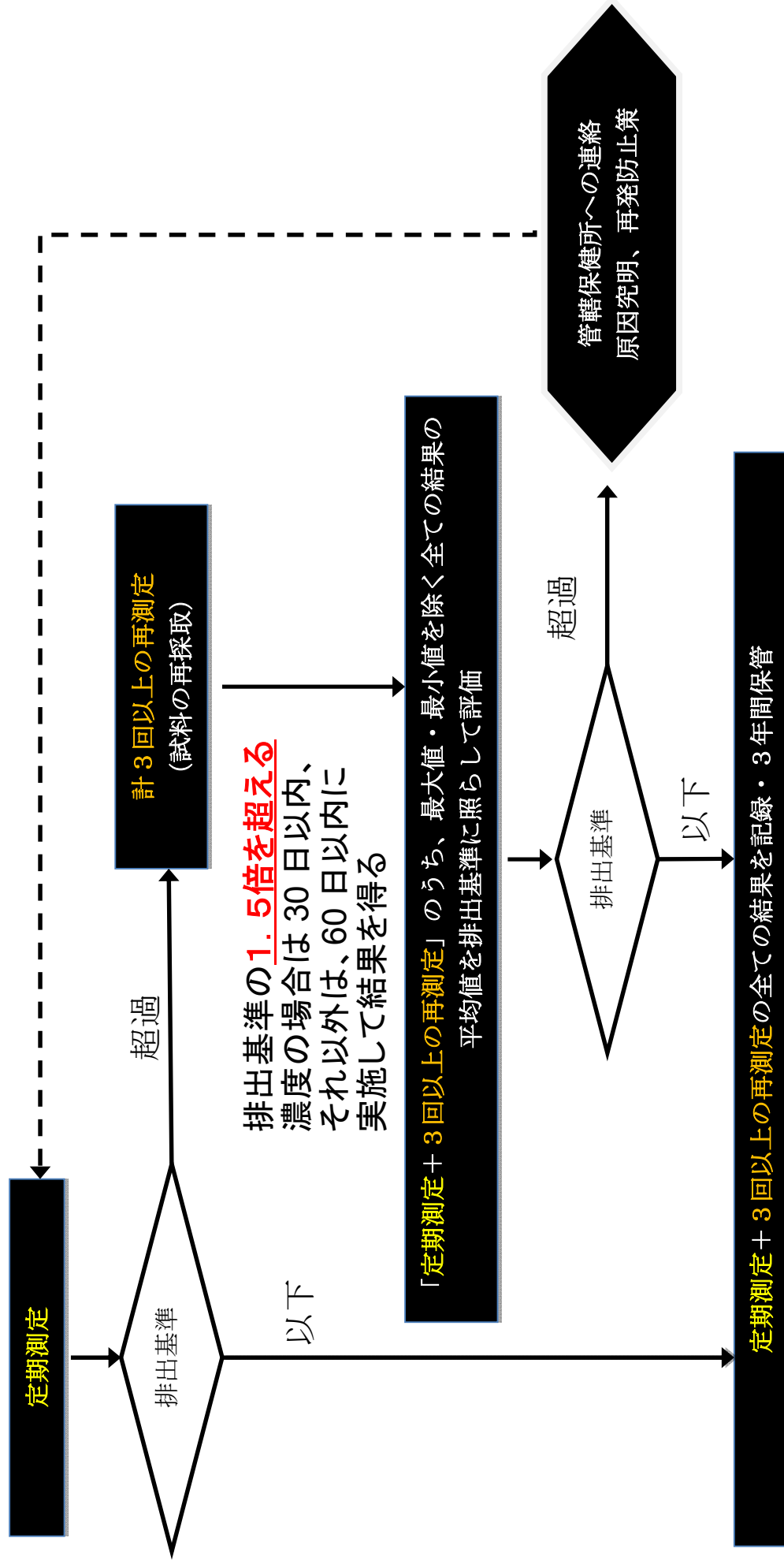
※測定結果は最大及び最小を含む全ての値について記録・保管しておくこと。

※再測定後の評価でも排出基準を上回る場合は、管轄保健所に連絡するとともに、原因究明を行い、再発防止のための抑制措置をとること。

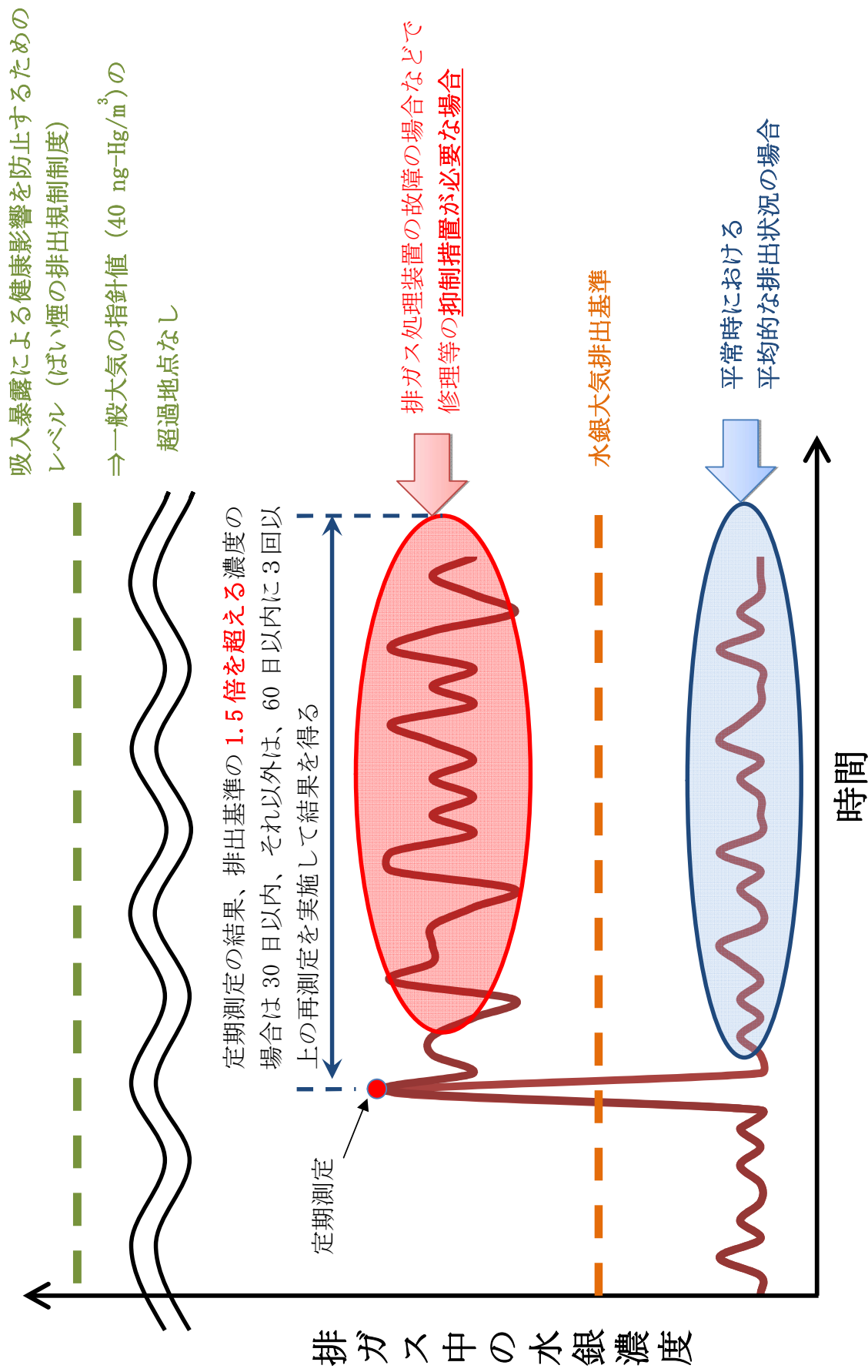
※次の定期測定は、最後の再測定日から4か月（又は6か月）を超えない作業期間ごとに測定すること。（ただし、排出基準を上回っている場合は管轄保健所の指示に従って測定すること）

※排出基準は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定したものであることから、排出基準を超える水銀等が排出されたとしても直ちに地域住民に健康被害を生じるものではないことに留意が必要。

○定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図



○測定結果の確認方法にあたり、これまでの規制と異なる点（イメージ図）



5 要排出抑制施設

「要排出抑制施設」は、規制対象施設以外のうち、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、排出抑制をすることが適当であるもの。

自主的取組が求められる「要排出抑制施設」は、中央環境審議会からの第一次答申を踏まえ、次の2施設が規定された

- ・製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
- ・製鋼の用に供する電気炉

要排出抑制施設の設置者の自主的取組等（第18条の32）

要排出抑制施設の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況及びその評価を公表しなければならない。



- ・平成29年5月「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第二次答申）」（要排出抑制施設の自主的取組のフォローアップのあり方について）
- ・中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において、要排出抑制施設における自主的取組のフォローアップを行う。

<第二次答申の概要>

1 自主的取組の内容

- ・自主管理基準を設定すること
- ・水銀濃度を測定し、その結果を記録・保存すること
- ・その他の水銀大気排出抑制のために必要な措置をとること
- ・自主管理基準の達成状況や水銀大気排出抑制措置の実施状況を評価し、公表すること

<留意事項>

- ・自主管理基準は、現状の水銀等の排出状況を適正に把握した上で水銀排出施設の排出基準の設定に係る考え方や海外における規制動向を参考にして設定することが望ましい。
- ・水銀等の濃度測定は、環境省が定める方法（平成28年環境省告示第94号）で行われることが適当であり、測定結果の信頼性の確保という観点から、計量証明書の交付を受けることが望ましい。
- ・自主管理基準の達成状況等の公表については、設置者等のホームページや環境報告書など、国民が容易に情報を入手できる媒体で、評価後速やかに公表することが望まれる。

2 自主的取組のフォローアップの方法

(1) フォローアップのために必要な情報

ア 自主管理基準の設定に関すること

単独で又は共同して、自らが遵守すべきとして作成された基準とともに、参考情報として当該基準設定にあたっての考え方に関する情報

イ 排出抑制措置に関すること

水銀等の大気中への排出を抑制するために実施した措置に関する情報で、新規に講じた措置に加えて、従前から継続的に実施しており水銀除去に寄与している排出ガス処理設備などに関する情報

ウ 自主管理基準の達成情報及び評価・公表（公表方法や公表内容など）に関すること

自主管理基準の達成状況及び評価・公表に関する情報

(2) 情報提供の頻度、方法

年度単位の排出量を用いて水銀大気排出インベントリーを策定することを考慮して、自主的取組のフォローアップについても、年度単位で実施することが適当である。

また、国は、設置者等における評価・公表の状況を整理し、自主的取組のフォローアップのために追加的な情報が必要な場合には、別途、設置者等の負担にも配慮しつつ、設置者等に提供を求めることが適当である。

3 自主的取組のフォローアップにおける評価

(1) 評価の方法、仕組み

国が整理した自主的取組に関する情報について、中央環境審議会においては、以下の視点から評価するとともに、自主的取組を促進するために助言する事項があれば、その具体的な内容を分かりやすく整理し、必要に応じて設置者等に情報提供することが適当である。

<評価の視点>

ア 自主管理基準の設定状況（新規設定及び見直し時に評価を行う。）

イ 排出抑制措置の実施状況

ウ 自主管理基準の達成状況及び評価・公表の実施状況

(2) 評価結果の公表方法

中央環境審議会による評価結果については、自主的取組の促進に努める観点から、水銀大気排出インベントリーなどの水銀等の大気排出に関する情報と合わせて、国のホームページで公表することが適当である。

4 自主的取組を推進するための方策

設置者等による自主的取組を実効性のあるものにするためには、該当する事業者への制度の周知が肝要である。このため、国が行う説明会や講演会、国のホームページによる周知等をはじめ、自治体の協力のもと、ばい煙発生施設の届出情報を活用した情報提供を行うほか、関連団体の協力を得て構成事業者に情報提供を行うなど、あらゆる機会を捉えて、制度についての周知や情報提供を進め、設置者等における自主管理基準の作成や排出抑制措置などの自主的取組の実施を促進する必要がある。

6 届出について

届出は、大気汚染防止法に規定する様式で届出する。

届出の種類、期限、様式、添付書類、提出先及び部数

届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類	提出先及び部数
設置の届出 (新しく施設を設置するとき)	工事着手の60日前 まで	水銀排出施設設置 (使用、変更)届 出書	1 水銀排出施設の構造概要図(平面図、立面図、断面 図、カタログ等) 2 水銀処理施設(集じん機、吸着塔等)の構造概要 図(排出ガス測定箇所も示すこと。) 3 事業場内の施設及び建物の配置図(水銀排出施設 の設置場所を含む。) 4 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1地 形図 5 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡 方法 6 水銀の排出、処理に係る操業の系統の概要	提出先：管轄保 健所 部数：2部 ※正本及び副本
経過措置に伴う届出 (届出を要する施設となった際 すでに設置しているとき)	届出を要する施設 となった日から30 日以内			
構造等変更の届出 (施設の構造や燃料を変更する とき)	構造等の変更を行 う60日以前			
氏名・名称・住所・所在地変更 の届出	変更の日から 30 日以内	氏名等変更届出書		
使用廃止の届出	廃止の日から 30 日以内	使用廃止届出書	事業場内の施設及び建物の配置図(廃止する水銀排出 施設の設置場所を含む。)	
承継の届出	承継のあった日か ら 30 日以内	承継届出書	事業場内の施設及び建物の配置図(承継する水銀排出 施設の設置場所を含む。)	

管轄保健所

保健所名	沖縄県 北部保健所 生活環境班	沖縄県 中部保健所 環境保全班	沖縄県 南部保健所 環境保全班	沖縄県 宮古保健所 生活環境班	沖縄県 八重山保健所 生活環境班
電話	0980-52-2636	098-938-9787	098-889-6799	0980-72-3501	0980-82-3243
所管区域	名護市 国頭郡 ※宜野座村、恩納村及び 金武町を除く（中部区域） 島尻郡 伊平屋村、 伊是名村	うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡 宜野座村、恩納村 及び金武町 中頭郡 ※西原町を除く （南部区域）	浦添市 豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡 西原町 島尻郡 ※伊平屋村及び伊是名村を 除く（北部区域）	宮古島市 宮古郡	石垣市 八重山郡

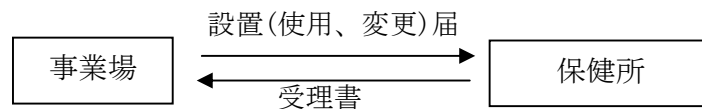
（注意）那覇市内の水銀排出施設は、那覇市へ届出となります。

7 計画変更等の命令等

命令等に係る基準、内容及び罰則

命令等内容	報告・命令の基準	報告・命令の内容	罰 則
計画変更 命令	施設の設定又は構造等の変更の届出の際、排出される水銀濃度が排出基準に適合しないと認めるとき。	施設の設定又は構造等の変更の届出に対する計画の変更又は計画の廃止。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
改善勧告・ 命令等	排出される水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるとき。	施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀の処理の方法の改善、又は施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置。 →勧告に従わない場合は命令を行う。	(改善勧告は対象外。)

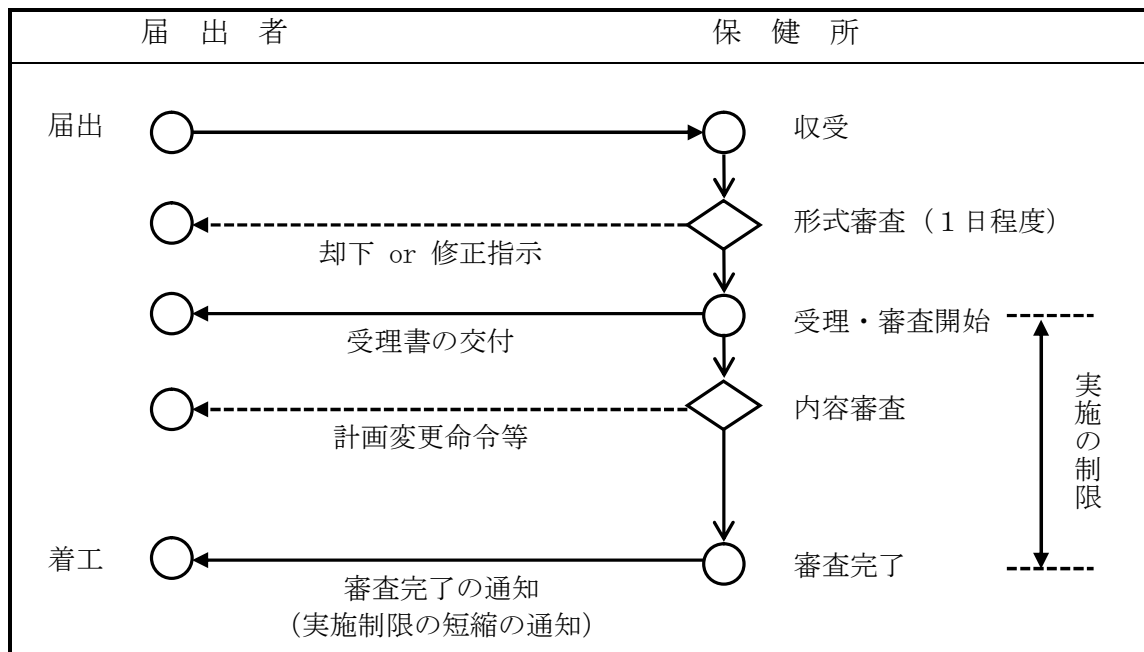
8 届出に係る事務の流れ



- ・設置（使用、変更）届は、正本及び副本の2部、提出する必要があります。
- ・2以上の水銀排出施設が次のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。
 - 同一の工場又は事業場に設置されている。
 - その種類（別表第三の三の項ごとの区分をいう。）が同一である。

受理書は設置届（法18条の23第1項）、経過措置に伴う届出（法18条の24第1項）、構造等の変更届（法18条の25第1項）を受理した時（書面審査終了時）に交付されます。

水銀排出施設の設置（変更）の届出の流れ



※提出された届出書が形式上の要件を満たしていない場合は、却下又は修正を求めます。形式上の要件に適合して、初めて受理となります。

※受理日から原則として60日は実施の制限がかかります。

※届出内容が法令等に規定する要件に適合していると認められたとき、審査完了の通知を行います。この通知をもって、実施の制限は解除されます。

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書の形式上の要件（記載漏れがないかどうか、添付資料がそろっているかどうか）を満たしているか審査します。
2	受理	届出書が形式上の要件を満たしている場合、受理書を交付します。
3	内容審査	届出内容が法の規定する要件（排出基準等）を満たしているか審査します。
4	計画変更命令等	法の基準に適合していないと認めるときは計画の変更又は廃止を命ずることがあります。
5	審査完了	届出内容が法の規定する要件を満たしていることを知事が決定します。